◎新潟県告示第898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和８年11月25日から同年12月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和８年11月24日

新潟県知事　　花　角　　英　世

事業主体名	地区名 （換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	山口地区 （全換地区）	換地計画書の写し	柏崎市役所

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

２　処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。